

第70回岐阜県社会福祉大会 会長特別表彰実施要領

(趣旨)

第1条 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会表彰規程第14条の規定により、岐阜県社会福祉大会第70回を記念し、福祉功労者・施設・団体に対し、同大会において特別表彰を行う。

(表彰)

第2条 会長特別表彰するものは、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 民生委員・児童委員の現職にある者で、在職期間が30年以上の者
- (2) 社会福祉施設又は社会福祉協議会の現職の役職員であって、役員として又は施設等の長としての在職期間が通算30年以上の者
ただし、現職は役員・職員の別は問わないものとする
- (3) 活動期間が継続して30年以上で、現在活動中の福祉ボランティア団体
(日本赤十字奉仕団、老人クラブ、ボーイスカウト、ガールスカウト、食生活改善協議会等、独自で表彰される機会を持つ団体については対象外とする。)
- (4) 多機関・多団体と連携・協働し、地域福祉の推進に寄与する自主性・創意工夫に基づいた取組を継続して1年以上行う社会福祉法人またはNPO法人

(表彰の時期)

第3条 表彰は、第70回岐阜県社会福祉大会でこれを行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、本会会長名に表彰状及び記念品を、該当するものに贈呈してこれを行う。

(表彰の算定方法)

第5条 被表彰候補者の従事年数、活動年数の算定期間は、令和4年4月1日とする。ただし、民生委員・児童委員功労者に関しては、11月30日で算定することができる。

(候補者の選考、決定)

第6条 この実施要領に定める表彰の該当者については、本会において候補者を選考し、本会会長が決定する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。